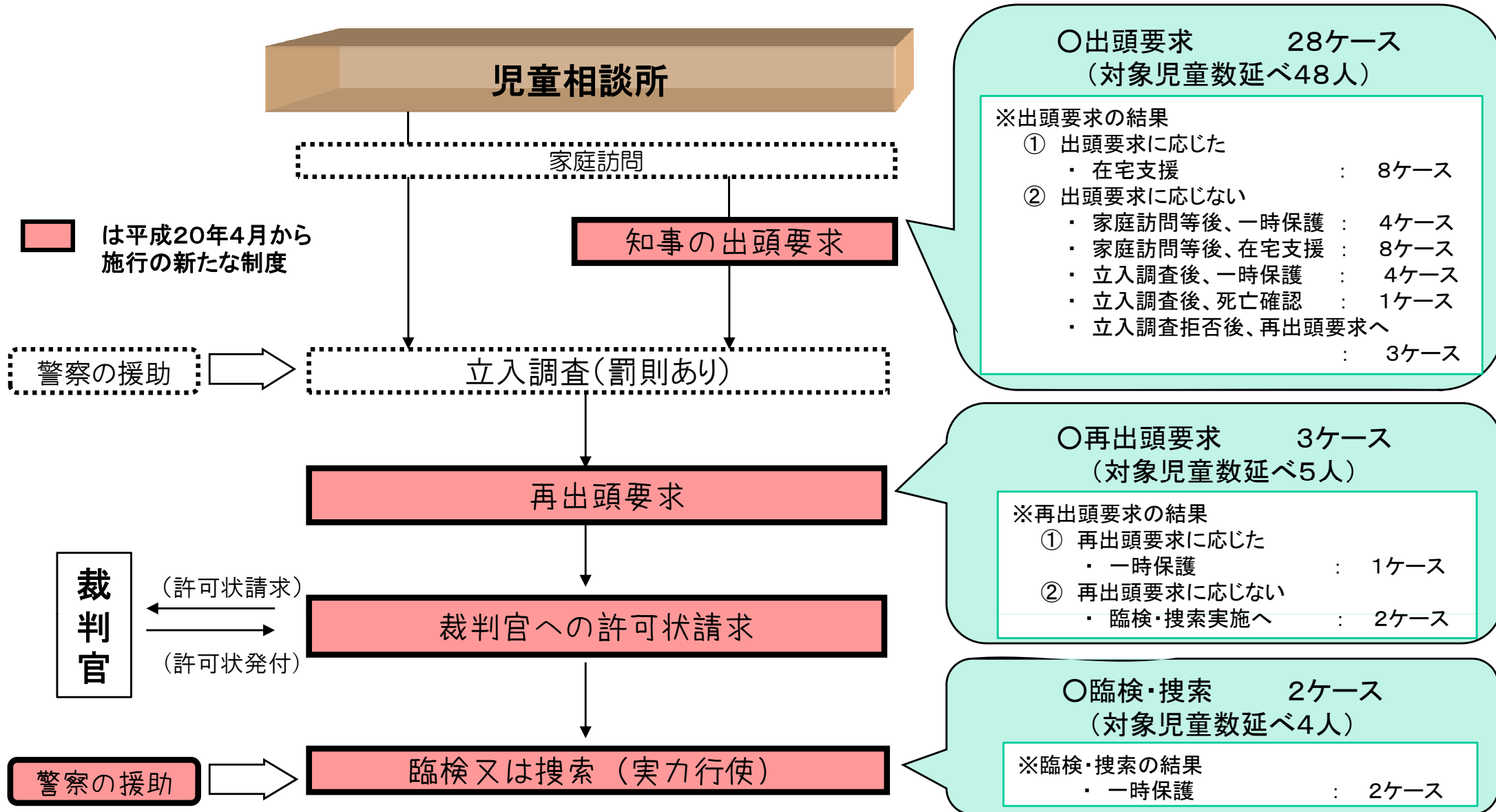


平成20年度において実施された出頭要求等について

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成20年度において実施された新制度の実施状況は以下のとおり。



注：新制度に係る数値は、平成20年4月1日(改正法施行日)～平成21年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数

平成20年度において実施された出頭要求等の事例

出頭要求

【事例1】

背景

- ・不登校及び養育放棄の疑い。
- ・児童相談所の家庭訪問を含む各関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・家族全員で児童相談所で面接。
- ・児童は登校。関係機関による見守りを実施。

【事例2】

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求。その後、家庭訪問には応じ、関係機関が支援を行う。
- ・その後、関わりの拒絶があり、再度、出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護。その後、同意による措置入所。

【事例3】

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・ガスも止まり、部屋もゴミだらけの状況。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求をするが接触できない状況。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護。その後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立てを実施。

【事例4】

背景

- ・養育放棄の疑い。
- ・児童相談所を含めた関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求するも反応がなく、また、所在がつかめない状況。

出頭要求後の状況

- ・家族の住居の管理会社に依頼し、児童相談所職員が立入調査を実施。不在の状況を確認。
- ・その後、所在が確認され、一時保護を実施。

【事例5】

背景

- ・妊娠届未提出、破水により救急搬送で病院出産。出生届未提出。
- ・退院後、保健所、病院、児童相談所が支援のため電話連絡や家庭訪問を行うが、現住所におらず、家族の所在が把握ができない。

出頭要求後の状況

- ・連絡がないまま、立入調査を実施。
- ・警察の立会いのもと、マンション管理会社等の協力を得て、乳児のミイラ化した遺体を発見。

再出頭要求

【事例1】

背景

- ・きょうだい3人に対する母親の虐待が疑われたケース。
- ・就学児童については学校にて面接をし、一時保護を実施したが、未就学児童については、自宅から連れ出すことを父母が拒否したため、同日中に出頭要求した。しかし、これに父母が応じなかったため、立入調査を実施したが拒否されたことから、再出頭要求。

再出頭要求後の状況

- ・再出頭要求日に子どもを同伴で来所。
- ・同日に子どもを一時保護。その後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

【事例1】

背景

- ・転入以来、住民票の転入手続きや子どもの転校手続きがとられないため、子どもの意思に関わらず登校が出来ない状況。
- ・母親は関係機関からの連絡に一切応じず、子どもの安全確認ができない上、アパートの部屋からは異臭がすることから、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが、保護者との接触ができないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、合鍵により開錠し、アームロックを切断。警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

【事例2】

背景

- ・子どもの未就学状態が続き、児童相談所、学校等が家庭訪問を実施するも面会を拒否。
- ・住居内はゴミだらけで異臭が漂う。
- ・子どもの安全確認のため、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、合鍵により開錠し、警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。